

年末調整システム研修会

令和 6年11月15日(金)、11月26日(火) 税理士法人 NEXT 提供

PX2を使った年末調整計算

テキストの画像は「PX2」の画面です

戦略給与情報システム PX 2 (2024年11月版)

ツール(F) お問い合わせ(Q) ヘルプ(H)

PX2 2/27の共有 住所一括変更 お問合せ 上書保存

03096/999> A B C オートサプライ株式会社 前回処理

給与 賞与 社労労保 年末調整 採用異動 申告資料 社員情報

A 年末調整の準備

- 年末調整の手引き
- 過去給与データの修正Q&A
- 1 年調準備資料の作成
- 2 年調社員情報記入用紙
- 3 (扶)(基)(配)(保)控除申告書
- 4 パート・アルバイト年収確認表

B 年調社員情報の入力

- 社員情報と年調社員情報の関係Q&A
- 11 年調社員情報の入力(確認)**
- 12 年調社員情報確認表

C 年調社員情報の入力チェック

- 21 入力内容のチェック
- 22 年調社員情報の補正

D 年末調整計算

- 31 年末調整計算

E 年調計算結果の確認

- 41 年調計算結果確認・前年比較表
- 42 年調計算結果確認表・比較表
- 43 エキスパートチェック確認表
- 44 定額減税(年調)の結果確認

※ 年末調整プログラム(R06):登録済

番号で選択してください。

F2 前頁 F3 次頁

1. 「年末調整」タブを選択し、「11 年調社員情報の入力(確認)」をクリックします。

入力方法の指定

入力方法の指定

- 入力順を指定して連続入力
- 社員番号を指定して個別入力

OK キャンセル

2. 「入力方法の指定」画面が開きます。選択をして「OK」をクリックします。

『入力順を指定して連続入力』とすると指定した順番で社員が次々と表示されます。入力洩れを防ぐことができます。『社員番号を指定して個別入力』とすると社員番号を指定して入力します。社員番号を指定できますので、手元に書類がある社員を呼び出し入力することが可能です。

基本情報 | 本人控除・前職分 | 扶養親族 | 基・配・所控除 | 保険料等控除 | その他控除等 | 摘要

000 山田 太郎 一覧 就労中 前社員 次社員 入力方法 TKC023400A

部 課 000 本社

社員番号 001000

役社員区分 社員

役職名 係長

(フリガナ) 山田 太郎

氏名 山田 太郎 (旧姓)

性別 男性

生年月日 昭和 36 年 4 月 5 日 (12月31日現在の年齢: 59 歳)

個人番号 未入力 確認(入力)

住所又は所在地 〒164-0014 東京都府中市浅間町8-4-24
同一市町村内住所: 601号

市町村 住所地 13206 東京都府中市 一覧

コード 13206 東京都府中市 一覧

入社年月日 昭和 57 年 4 月 1 日

税表区分 甲種

『給与支払報告書』の提出先(市区町村)が社員の住所と異なる場合は、『給報提出先』を提出先の市区町村に変更してください。『給報提出先』は電子申告する場合、必須の項目です。

F1 前項目 F2 一覧選択 F4 入力終了 F6 タブ切替 F10 ヘルプ

3. 「基本情報」画面が開きます。PX2で入力されている社員情報が表示されています。住所等の変更がないかを確認し、変更箇所があれば訂正をしてください。

「市町村コード」は住所から住所地のコード及び給与支払報告書を提出する市町村が自動で表示されますので合っているか確認をしてください。

「F6 タブ切替」で次のタブに移動します。

FX2 年調社員情報の入力(確認)

ツール(T) お問合せ(Q) ヘルプ(H)

前社員 次社員 入力方法 **TKCのシステムQ&A**

000 | 001000 山田 太郎 | 一覧 | 就労中

基本情報 | 本人控除・前職分 | 扶養親族 | 基・配・所控除 | 保険料等控除 | その他控除等 | 摘要

【年調対象区分】 【源泉徴収票の表示】

年調対象区分 解説 14	年調の対象	種別	19	給与
♠「税表区分」が「甲欄」の場合のみ変更できます。		未成年者区分	20	対象外
【本人控除区分】		災害者	該当区分	21
障害者区分	15	対象外	猶子税額	22
ひとり親等区分 解説	16	対象外	外国人区分	23
ひとり親等(住民税) O&A	17	対象外	退職年月日	24
勤労学生区分	18	対象外	退職理由	25

【前職の会社名とその会社からの給与等】 **前職が2か所以上の場合の入力方法O&A**

支払者	住所(居所)又は所在地	26	
	氏名又は名称	27	
	退職年月日	28	年 月 日
	支払金額	29	
	源泉徴収税額	30	
	社会保険料等の金額	31	(内)

♥番号で選択してください。

F1前項目 | F4入力終了 | **F6 タブ切替** | F107ヘルプメニュー

4. 「本人控除・前職分」画面が開きます。この画面では
 年末調整の対象であるか・対象でないか

(**退職済の方は年末調整対象外、12月支給分をもって退職の場合には、対象・対象外を選択できます**)

甲欄で在職中の社員は「年調の対象」が選ばれています。前職があるのに源泉徴収票がそろっていない等の理由で年末調整ができない社員の場合は、「年調の対象外」を選択してください。

本人が「障害者」「ひとり親」「勤労学生」に該当しないか。

前職の会社名とその会社からの給与等がないか。該当する場合は、入力をしてください。

前職が2か所以上ある場合は、合計額を入力します。

例) A社 R6.2.14 退職 支払金額 125,000円

B社 R6.10.18 退職 支払金額 457,000円

住所: B社の住所(自社に勤める直前の会社の住所)

氏名又は名称: B社 他1社(自社に勤める直前の会社名 他○社)

支払金額: 582,000円

源泉徴収票の表示

の設定ができます。

退職しているのに「退職年月日」「退職理由」が表示されていない退職者は、「退職処理の実行」がされていない可能性があります。「採用異動」タブより退職予定の登録及び退職処理の実行を行い退職処理を完了させてください。

「F6 タブ切替」で次のタブに移動します。

5. 「扶養親族」画面が開きます。扶養控除等(異動)申告書に基づき、変更があった場合に訂正を行います。

追加及び訂正がある場合は、対象となる方をダブルクリックすると「扶養親族（家族詳細）画面」に移動します。ここで、続柄・生年月日・扶養区分・同居老親区分・障害者区分を選択します。この内容を基に扶養控除額が計算されます。なお、フリガナや配偶者の有無、世帯主についても忘れず確認をしてください。

同居老親の「対象」「対象外」を選択します。

「一般の障害者」「特別障害者」「同居特別障害者」「対象外」から選択します。

資料 A 参照

行	氏名	F5フリガナ表示	32 続柄 34	生年月日 35	扶養区分 36	同居 37	障害 38	非居住 39	備考 40	個人番号
1	山田 恵子		配偶者	S36.12.18	源泉控除	対象外	対象外			未 入力
2	山田 康平		子	H 1. 3. 1	対象(主)	対象外	対象外			未 入力
3	山田 千里		子	H 3. 9. 8	対象(主)	対象外	同居特			未 入力

16歳未満 41	控除対象扶養親族の数 解説	扶養控除額	障害者控除額	非親族者数 49
0	一般 42 特定 43 老人 44 内同居 45	760,000	特別 46 内同居 47 一般 48	0

配偶者の有無 有 無 世帯主(本人との続柄) 山田太郎 本人 定額減税の対象0&A

家族(行)の追加・修正・削除は、画面上部のボタンから行ってください。

F1前項目 F4入力終了 F5 か表示 F6 タブ切替 F8障害内容 F10ヘルプメニュー

フリガナ 氏名 山田 恵子 住所又は居所 東京都府中市潤町8-4-24

続柄 配偶者 コーポアルカサル 501号

生年月日 昭和 36年 12月 18日 (12月31日時点の年齢: 63歳) 非居住者である親族に該当 解説

扶養区分 源泉控除対象配偶者 (源泉控除対象配偶者) 生計を一にする事実(*1) 円

同居老親区分 対象外 異動月日及び事由

障害者区分 対象外 備考 解説 年 月 日 (死亡日を入力)

見積り所得 0円 職業 -

退職手当等を有する配偶者・扶養親族 解説 該当 社会保険の被扶養者 被扶養者

(*)「生計を一にする事実」欄には、当親族が非居住者である場合に、当親族へのその年の送金額を入力します。

<他の所得者の氏名等> (※当家族が「他の所得者が控除を受ける扶養親族等」に該当する場合に入力)

氏名 続柄 住所又は居所

F1前項目 F2前個人 F3次個人 F4入力終了 F8 キャンセル

<備考欄の入力>
 当年の途中で扶養家族が死亡した場合に「備考」欄へ、死亡年月日を入力します。死亡年月日が入力された家族は、死亡日現在の年齢と所得金額で配偶者控除、扶養控除等の控除の判定を行います。
当年中に死亡された扶養家族は、本年の扶養控除の計算に含めることができます。
 「F6 タブ切替」で次の画面に移動します。

行	選択肢	選択するとき (条件)
1	源泉控除対象配偶者	次の①②をともに満たす社員と生計を一にする配偶者 ①社員の当年中の合計所得見積額が900万円以下 ②配偶者の当年中の合計所得見積額が95万円以下
2	源泉控除対象配偶者以外の配偶者	行1にあてはまらない配偶者
3	対象(主たる給与の扶養)(※)	「主たる給与から控除を受ける」欄および「16歳未満の扶養親族」欄に記載されている家族
4	対象外(他の所得者の扶養)	「D 他の所得者が控除を受ける扶養親族等」欄に記載されている家族 共働き等で、相手方(夫または妻)の扶養のうち、自分の所得金額調整控除の適用を受けようとする家族
5	対象外	年末調整時に扶養控除等の対象とならない家族で、行4以外の家族

6. 「基・配・所控除」画面が開きます。基礎控除申告書兼配偶者控除等申告書兼年末調整に係る定額減税のための申告書兼所得金額調整控除申告書に基づき入力します。

【配偶者情報】

扶養親族タイプで配偶者を登録している場合は、その登録情報が表示されます。配偶者が未登録の場合は表示されませんので、配偶者がいる場合は「配偶者の登録」ボタンから登録してください。

【配偶者情報】	配偶者の登録	給与所得を支給実績から自動で計算する方法Q&A					
氏名	山田 恵子	生年月日	S36.12.18	老人	非居住	個人番号	未入力

【基礎控除】

本人の給与所得の収入金額を入力することにより、控除額が自動計算されます。

(給与以外の収入がある方は、本人の給与所得以外の所得の合計を入力してください)

【基礎控除】	解説	給与所得以外の所得内訳	
本人	給与所得	収入金額	1,300,000
		所得金額	750,000
	給与所得以外の所得の合計		
	合計所得金額の見積額	50	750,000
区分 I	A (900万円以下)		
基礎控除額	51	480,000	
本人定額減税対象	判定Q&A	対象	

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得		
(2) 給与所得以外		
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 ((1)+(2)の合計額)		

○ 控除額の計算

判定	控除額	定額減税対象
<input type="checkbox"/> 900万円以下 (A)	48万円	基礎控除対象
<input type="checkbox"/> 900万円超 950万円以下 (B)	48万円	基礎控除対象
<input type="checkbox"/> 950万円超 1,000万円以下 (C)	48万円	基礎控除対象
<input type="checkbox"/> 1,000万円超 1,805万円以下 (D)	48万円	基礎控除対象
<input type="checkbox"/> 1,805万円超 2,400万円以下	48万円	基礎控除対象
<input type="checkbox"/> 2,400万円超 2,500万円以下	32万円	基礎控除対象
<input type="checkbox"/> 2,450万円超 2,500万円以下	16万円	基礎控除対象

※ 「区分 I」、「基礎控除の額」及び「本人定額減税対象」欄は上記の「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

入力された収入金額・所得金額から自動で基礎控除の判定を行い、同時に定額減税の対象判定も行います。PX シリーズでは、基礎控除の収入金額等が未入力であっても、年末調整計算を実行 (P.9 参照) した時点で PX 上の給与支払実績を自動表示し、基礎控除等の判定を行います。入力時に判定がまっているかを確認したい場合は、この画面でみなしの収入金額を入力することをお勧めします。(一律で入力する場合は収入金額に 1,030,000 円を入力してください)

【所得金額調整控除】

該当する要件に○を付け、該当者氏名を選択してください。

【所得金額調整控除】 解説

要件

- 以下のいずれの要件にも該当しない
- あなた自身が特別障害者
- 同一生計配偶者が特別障害者 (☆)
- 扶養親族が特別障害者 (☆)
- 扶養親族が年齢23歳未満 (平10.1.2以後生) (☆)

54

障がい者の場合は、該当する事実をクリックして内容を確認してください。

◆ 左記の「☆」に該当する親族を選択します。

☆ 扶養親族等	氏名	55 山田 恵子	選択
	続柄	配偶者	個人番号
	生年月日	S36.12.18	扶養区分
	障害者区分	同居特別障害者	源
			控除
			該当する事実

◆ 所得金額調整控除申告書 ◆

○ 年末調整において、所得金額調整控除の適用を受けようとする場合は、「要件」欄の該当する項目にチェックを付け、その項目に応じて「扶養親族等」欄及び「特別障害者」欄に該当する者について記載してください。
 なお、「要件」欄の2以上の項目に該当する場合は、いずれか1つの要件について、チェックを付け記載をすることで差し支えありません。
 ○ 年末調整における所得金額調整控除の額については給与の支払者が計算し、その申告書に所得金額調整控除の額を記載するものとします。

要件	扶養親族等	特別障害者
<input type="checkbox"/> あなた自身が特別障害者 (心の★欄のみ記載)	扶養親族等 (フリガナ)	特別障害者に該当する事実 (該当する事実)
<input type="checkbox"/> 同一生計配偶者が特別障害者 (心の★欄及び★欄のみ記載)	同一生計配偶者又は扶養親族の氏名	特別障害者 (該当する事実)
<input type="checkbox"/> 扶養親族が特別障害者 (心の★欄及び★欄のみ記載)	あなたに該当する扶養親族の氏名	特別障害者 (該当する事実)
<input type="checkbox"/> 扶養親族が年齢23歳未満(平10.1.2以後生) (心の★欄のみ記載)	あなたに該当する扶養親族の生年月日	特別障害者 (該当する事実)

(注) 「同一生計配偶者」は、あなたと生計を一にする配偶者(青色事業承継者として給与の支払を受ける人及び白色事業承継者を除きます。)、本年中の合計所得金額の見積額が48万円以下(給与所得者の場合は、給与の収入金額が80万円以下)の人をいいます。

【配偶者控除等】

配偶者の給与所得の収入金額を入力することにより、控除額が自動計算されます。

(給与以外の収入がある方は、配偶者の給与所得以外の**所得の合計**を入力してください)

【配偶者控除等】		適用区分	52	適用あり
配偶者	給与所得	収入金額	320,000	
		所得金額	0	
	給与所得以外の所得の合計			
	合計所得金額の見積額	53	0	
区分Ⅱ		②(48万円以下かつ70歳未満)		
配偶者(特別)控除額		54		
配偶者定額減税対象		判定Q&A		

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得		英山(F41)を参照
(2) 給与所得以外の所得の合計額		英山(F42)を参照
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額		*

「F6 タブ切替」で次の画面に移動します。

7. 「保険料等控除」画面が開きます。保険料控除申告書に基づき入力します。

【生命保険料控除】		内訳入力	解説	【社会保険料控除】		内訳入力	
一般生命	新・保険料合計 (A)	57		国民年金(基金)	68		
	旧・保険料合計 (B)	58	19,000	他の社会保険料	67	300,000	
	保険料控除額 (イ)		19,000	社会保険料控除額(申告分)		300,000	
介護医療	保険料合計 (C)	59	48,000	【小規模共済等掛金控除】			
	保険料控除額 (ロ)		32,000	中小企業基盤整備機構共済	68		
個人年金	新・保険料合計 (D)	60		企業型年金加入者	69		
	旧・保険料合計 (E)	61		個人型年金加入者	70		
	保険料控除額 (ハ)			心身障害者扶養共済	71		
生命保険料控除額 (イ+ロ+ハ)		62	51,000	小規模共済等掛金控除額			
♠ 「介護医療」は平成24年以後契約分に限り、平成23年以前の医療保障等は「(B)」に入力します。							
【地震保険料控除】		内訳入力	最適選択	解説	【(特定増改築等)住宅借入金等特別控除】		入力・計算
地震保険料(B)		63			(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	72	
旧長期損害保険料(C)		64	36,000				
地震保険料控除額		65	36,000				

F1前項目	F4入力終了	F6 タブ切替	F107メニュー
-------	--------	---------	----------

PX2 の画面

申告書の記入箇所

説明

一般生命	新・保険料合計 (A)	57	
	旧・保険料合計 (B)	58	19,000
	保険料控除額 (イ)		19,000
介護医療	保険料合計 (C)	59	48,000
	保険料控除額 (ロ)		32,000
個人年金	新・保険料合計 (D)	60	
	旧・保険料合計 (E)	61	
	保険料控除額 (ハ)		
生命保険料控除額(イ+ロ+ハ)		62	51,000

生命保険契約の内訳入力することもできます。

入力しておくくと来年の申告書に印刷することができます。

生命保険契約の内訳							
行	区分	保険会社等の名称 保険等の種類	保険期間 支払開始日	契約者氏名	保険金等の 受取人氏名	新・旧	本年中の 支払保険料
1	一般	第十三生命 死亡保障	終身 年 月 日	山田 太郎	山田 恵子	旧	19,000
2	介護医療	第十三生命 医療保険	30年 -	山田 太郎	山田 太郎	-	48,000

一般の生命保険料	(a)のうち新保険料等の金額の合計額	A	円
	(a)のうち旧保険料等の金額の合計額	B	円
介護医療保険料	(a)の金額の合計額	C	円
個人年金保険料	(a)のうち新保険料等の金額の合計額	D	円
	(a)のうち旧保険料等の金額の合計額	E	円

生命保険料控除の
一般生命保険料の
「新・保険料合計 (A)」
「旧・保険料合計 (B)」
介護保険料の
「保険料合計 (C)」
個人年金保険料の
「新・保険料合計 (D)」
「旧・保険料合計 (E)」
の金額を入力します。

地震保険料(B)	63	36,000
旧長期損害保険料(C)	64	
地震保険料控除額	65	36,000

最適選択では同一契約で地震・旧長期の契約がある場合

どちらをとると有利かを判定できます。

㉑のうち地震保険料の金額の合計額	㉒	円
㉑のうち旧長期損害保険料の金額の合計額	㉓	円

地震保険料控除の
「地震保険料の合計 (B)」
「旧長期損害保険料の合計 (C)」
の金額を入力します。

国民年金(基金)	解説	66	
他の社会保険料	解説	67	300,000
社会保険料控除額(申告分)			300,000

社会保険の種類	保険料支払先の名称	保険料を負担している人の氏名	あなたが本年中に支払った保険料の金額
			円
合計 (控除額)			円

国民年金の金額とそれ以外の社会保険料の金額を分けて入力します。

PX2 の画面

申告書の記入箇所

説明

中小企業基盤整備機構共済	68	
企業型年金加入者	69	
個人型年金加入者	70	
心身障害者扶養共済	71	
小規模共済等掛金控除額		

種 類	あなたが本年中に支払った掛金の金額
独立行政法人中小企業基盤整備機構の共済契約の掛金	
確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金	
確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金	
心身障害者扶養共済制度に関する契約の掛金	
合 計（控除額）	円

小規模企業共済等掛金控除の金額を入力します。

【(特定増改築等)住宅借入金等特別控除】	入力・計算
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	72

居住開始年月日	④ 平成 27 年 7 月 24 日 (特定)
---------	-------------------------

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算の基礎となる借入金等の年末残高 (⑤+⑩)	⑪ (最高 4,000 万円) 円 18,000,000
---	---------------------------------

居住開始年月日・特別控除の種類・特定取得・借入金等の年末残高を入力すると、住宅借入金等特別控除額を自動計算します。

特別控除額は申告書で計算した金額と同じか、少ない金額になります。

退職者で入力されている場合、計算時にエラーとなりますので、削除してください。

④ (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算

1. 計算基礎データを入力してください。 [解説\(申告者・証明者からの転記方法\)](#)

居住開始年月日	令和 1年10月31日	削除
特別控除の種類	通常の特別控除	
特定取得/特例取得	該当(特定取得)	
住宅の区分等		
住宅借入金等年末残高(*1)	19,750,000	
特定増改築等の費用の額(*2)		

◆(*1)1. 居住年が平成30年以前の場合、「給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書」(以下「控除申告書」)の「⑤」欄・「⑩」欄の金額を入力します。
居住年が令和1年以後の場合は、「控除申告書」の「④」欄の金額を入力します。
2. 取得対価の額が借入金等の年末残高より少ない、連帯債務・店舗併用住宅の場合等は、実際の借入金等の年末残高(証明書)とは異なる金額になります。ご注意ください。
(*2)居住年が平成30年以前の場合、「控除申告書」の「⑥」欄の金額を入力します。
居住年が令和1年以後の場合は、「控除申告書」の「⑥」欄の金額を入力します。

2. 「特別控除額の計算」をクリックし、特別控除額を計算します。 [申告書の控除額と異なる場合\(04A\)](#)

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 **特別控除額の計算** 197,500

◆ 計算基礎データが3つ以上の場合、特別控除額を直接入力します。

OK

「F6 タブ切替」で次の画面に移動しますが、「その他」タブは使用しませんのでそのまま再度「F6 タブ切替」を押します。

8. 「摘要」画面が開きます。

住民税の徴収方法・青色事業専従者の該当区分を選択します。

退職者及び乙欄社員は住民税の徴収方法を「普通徴収」に変更してください。

000 | 001000 | 山田 太郎 | 一覧 | 就労中

基本情報 | 本人控除・前職分 | 扶養親族 | 基・配・所控除 | 保険料等控除 | その他控除等 | 摘要

【住民税の徴収方法・青専の該当区分】

住民税の徴収方法 75 特別徴収 | 青色事業専従者の該当区分 76 非該当

普通徴収への切替理由 解説

【源泉徴収票の摘要】

行	摘要(自動編集)	77
1	・自社が従たる給与の方 → 普通徴収	
2		
3	・12月に退職される方 → 普通徴収	
4		
5	(年末調整の還付金のみ返金する方及び年末調整時点で退職することが分かっている方を含む)	
6		

1. 次の各項目について、入力内容に基づき摘要欄を自動編集しました。追加する場合等は「F5摘要入力」を押してください。
① 定額減税に関する記載（源泉徴収時所得税減税控除済額、控除外額など）
② 住宅借入金等特別控除（3回目）の居住開始年月日等 ③ 年調を行わない社員に対する「年調未済」の文字
④ 住民税の「普通徴収希望」の文字及び「普通徴収への切替理由」の入力内容
⑤ 「障害者である同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く）」「5人目以降の扶養親族」の氏名等
⑥ 災害者の徴収猶予税額 ⑦ 青色専従者に該当する場合の「青専」の文字
⑧ 前職分情報 ⑨ 「退職手当等を有する配偶者・扶養親族」の氏名等
2. 給与総額が2,000万円超の社員に対する「年調未済」の文字は、自動編集の場合、帳表出力時に印刷されます。
3. 「所得金額調整控除の要件に該当する扶養親族等」の氏名は、自動編集の場合、帳表出力時に印刷されます。

「F4 入力終了」をクリックすると、次の社員もしくは社員番号の入力箇所へ移動しますので、全社員分の入力をします。

年調社員情報の入力(確認)

？ 続いて入力内容のチェックを行いますか？

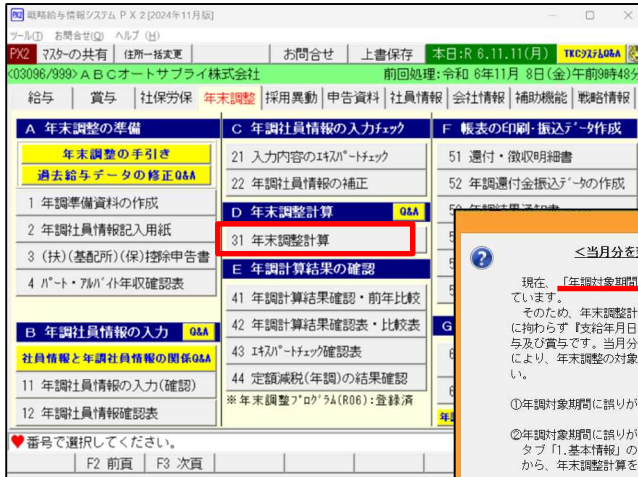
(「はい」ボタンで入力内容のチェック画面に移動します。)

[PX]

9. 入力が終わったら「F10 フルメニュー」をクリックします。入力内容のチェックがかかります。「はい」をクリックしてチェックをします。ここでは入力ミスや入力漏れがないかをチェックしています。

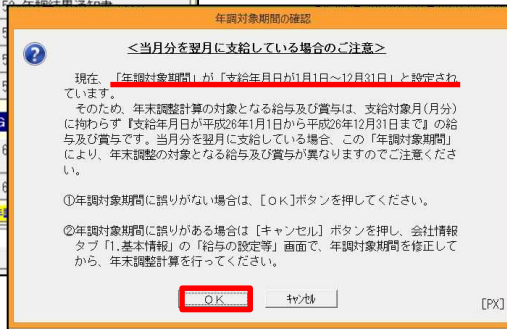
エラーになった場合は、「22 年調社員情報の補正」で補正をします。

注意）ここから先は、年末調整対象期間の最後の支給の給与(賞与)計算が終わっている状態でおこなってください。



10. データの入力・補正が終わったら「31 年末調整計算」をクリックします。

年末調整対象期間の確認メッセージが表示されます。誤りがないことを確認し、「OK」をクリックします。



11. 年末調整計算画面が開きます。画面上部の「還付・徴収方法」を選択し、「未計算社員のみ計算」をクリックします。（一度年末調整計算をした社員も計算をする場合は「計算済社員を含む全計算」をクリックします。）

『最終支給連動』

還付徴収を、年調対象期間の最後の支給と合わせて行う場合

『別途還付・徴収』

還付徴収を、最後の給与と別に行う場合や翌年の給与で加算減算を行う場合

『社員毎に選択』

社員毎に最終支給連動か別途還付・徴収かを選択できます。



12. 計算が終わるとエキスパートチェックがかかります。エラーが表示されている場合は、補正を行い、再度年末調整計算を行います。

エラーになる場合はここに表示されます。

表示内容	内容
	年末調整計算が正常に終了しています。
エラー	年調社員情報の入力内容に誤りがある場合に表示されます。「F7 エキスパートチェック」ボタンで内容を確認し、年調社員情報を修正します。
注意 (みなし)	年調社員情報で入力誤りと思われる箇所を、システムで自動的に正しいと思われる内容に読み替えて計算している場合に表示されます。 みなし処理の原因となった入力データはそのままです。「F7 エキスパートチェック」ボタンで、原因となった入力データとみなし処理の内容を確認し、必要に応じて入力データを修正します。
計算不可 (給与未計算)	最終支給の給与(賞与)が未計算の場合に表示されます。この場合は、給与(賞与)計算後に年末調整計算を行ってください。
未計算	年末調整計算を1度も行っていない場合や、年末調整計算後に「年調社員情報」、「還付・徴収方法」を修正し、年末調整計算が解除された場合に表示されます。この場合は、年末調整計算を行ってください。

13. 年末調整結果が正しいか確認をします。「41. 年調計算結果確認・前年比較」を使って確認することをお勧めします。



P X 2 令和 6 年分一人別年調計算結果前年比較表

商号: ABC オートサプライ株式会社 印刷日: 令和 6 年 11 月 11 日 (10:28) P - 1

氏名 性別/年齢/ 税表区分/ 年調対象区分	000 / 000001 山田 太郎		000 / 000002 鈴木 次郎		000 / 001000 山田 太郎		001 / 001002 佐藤 誠		001 / 001005 佐々木 次雄	
	前年分	当年分	前年分	当年分	前年分	当年分	前年分	当年分	前年分	当年分
給与・手当等	1	6,024,000	6,024,000	5,446,452	5,488,723	4,839,656	5,562,485	5,548,559	5,013,262	5,016,730
賞与等	4	2,820,000	2,820,000	1,552,000	1,552,000	1,612,000	1,342,000	1,342,000	1,384,000	1,384,000
給与・賞与の金額計	7	8,844,000	8,844,000	6,998,452	7,040,723	6,451,656	6,904,485	6,890,559	6,397,262	6,400,730
給与所得控除後の給与等の金額	9	6,894,000	6,894,000	5,198,606	5,236,650	4,718,400	5,114,036	5,101,503	4,676,800	4,680,000
所得金額調整控除額	10	34,400	34,400							
給与所得控除後の給与等の金額(調整控除後)	11	6,859,600	6,859,600	5,198,606	5,236,650	4,718,400	5,114,036	5,101,503	4,676,800	4,680,000
社会保険(給与等からの控除分)	12	439,878	440,268	1,067,976	1,065,452	1,019,630	1,089,393	1,086,651	984,446	981,908
除税等(申告による社会保険料の控除分)	13			420,000	420,000	300,000			86,000	86,000
控除額(申告による社会保険料等控除金の控除分)	14	30,000	30,000							
生命保険料の控除額	15	47,000	47,000	28,000	28,000	51,000	32,000	32,000		
地震保険料の控除額	16					36,000	12,000	12,000		
配偶者(特別)控除額	17	380,000	380,000			380,000	380,000	380,000	480,000	480,000
扶養控除(ひとり親、寡婦、勤労学生)		760,000	760,000			760,000			880,000	880,000
障害者控除						760,000				
合計額	18	760,000	760,000			1,510,000			880,000	880,000
基礎控除額	19	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000
所得控除額の合計額	20	2,136,878	2,137,268	1,996,976	1,993,452	3,776,630	1,993,393	1,990,651	2,880,446	2,877,908
課税所得額(給与等金額)	21	4,723,000	4,723,000	3,202,000	3,243,000	841,000	3,120,000	3,110,000	2,880,000	2,880,000

14. 必要に応じて帳票を印刷します。

メニュー	帳票の内容	イメージ																																																																															
51 還付・徴収明細書	<p>別途還付・徴収の場合に還付・徴収金額の明細書を印刷します。</p> <p>最終支給連動の場合は「給与」タブで印刷します。</p>																																																																																
52 年調還付金振込データの作成	<p>別途還付・徴収の場合に還付・徴収金額の振込データを作成します。</p>																																																																																
53 年調結果通知書	<p>月々の給与や賞与から徴収した源泉徴収税額、年末調整で確定した源泉徴収税額およびその差額である還付(徴収)金額の通知書を印刷します。</p>																																																																																
54 納付税額一覧表の印刷	<p>本年中の毎月の課税支給額や源泉徴収税額の内訳を確認できます。</p>	<table border="1"> <caption>(1) 各月内訳</caption> <thead> <tr> <th>支給年月</th> <th>種別</th> <th>社員数</th> <th>課税支給額</th> <th>源泉徴収税額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26年 1月</td> <td>給与</td> <td>6人</td> <td>2,543,380</td> <td>50,560</td> </tr> <tr> <td>26年 2月</td> <td>給与</td> <td>6人</td> <td>2,543,380</td> <td>50,560</td> </tr> <tr> <td>26年 3月</td> <td>給与</td> <td>6人</td> <td>2,543,380</td> <td>50,560</td> </tr> <tr> <td>26年 3月</td> <td>賞与</td> <td>1人</td> <td>2,500,000</td> <td>257,396</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(内、使用人賞与)</td> <td>1人</td> <td>2,500,000</td> <td>257,396</td> </tr> </tbody> </table>	支給年月	種別	社員数	課税支給額	源泉徴収税額	26年 1月	給与	6人	2,543,380	50,560	26年 2月	給与	6人	2,543,380	50,560	26年 3月	給与	6人	2,543,380	50,560	26年 3月	賞与	1人	2,500,000	257,396		(内、使用人賞与)	1人	2,500,000	257,396																																																	
支給年月	種別	社員数	課税支給額	源泉徴収税額																																																																													
26年 1月	給与	6人	2,543,380	50,560																																																																													
26年 2月	給与	6人	2,543,380	50,560																																																																													
26年 3月	給与	6人	2,543,380	50,560																																																																													
26年 3月	賞与	1人	2,500,000	257,396																																																																													
	(内、使用人賞与)	1人	2,500,000	257,396																																																																													
55 源泉徴収票・支払報告書	<p>源泉徴収票・市町村に提出する給与支払報告書を印刷します。</p>																																																																																
56 一人別源泉徴収簿	<p>一人別源泉徴収簿を印刷します。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>所属</th> <th>氏名</th> <th>職名</th> <th>住所</th> <th>支給年月日</th> <th>総支給金額</th> <th>社会保険料等の控除額</th> <th>社会保険料等の控除後の金額</th> <th>控除額</th> <th>算出税額</th> <th>年末調整による通不足税額</th> <th>差引</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">本社</td> <td rowspan="7">代表取締役社長</td> <td rowspan="7"></td> <td rowspan="7">東京都世田谷区駒沢3-2-1</td> <td>1</td> <td>123</td> <td>553000</td> <td>69104</td> <td>483896</td> <td>4</td> <td>10220</td> <td></td> <td>10220</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>225</td> <td>553000</td> <td>69104</td> <td>483896</td> <td>4</td> <td>10220</td> <td></td> <td>10220</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>325</td> <td>553000</td> <td>69104</td> <td>483896</td> <td>4</td> <td>10220</td> <td></td> <td>10220</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>424</td> <td>565000</td> <td>69272</td> <td>495728</td> <td>4</td> <td>11180</td> <td></td> <td>11180</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>525</td> <td>565000</td> <td>69272</td> <td>495728</td> <td>4</td> <td>11180</td> <td></td> <td>11180</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>625</td> <td>565000</td> <td>69272</td> <td>495728</td> <td>4</td> <td>11180</td> <td></td> <td>11180</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>724</td> <td>565000</td> <td>69272</td> <td>495728</td> <td>4</td> <td>11180</td> <td></td> <td>11180</td> </tr> </tbody> </table>	所属	氏名	職名	住所	支給年月日	総支給金額	社会保険料等の控除額	社会保険料等の控除後の金額	控除額	算出税額	年末調整による通不足税額	差引	本社	代表取締役社長		東京都世田谷区駒沢3-2-1	1	123	553000	69104	483896	4	10220		10220	2	225	553000	69104	483896	4	10220		10220	3	325	553000	69104	483896	4	10220		10220	4	424	565000	69272	495728	4	11180		11180	5	525	565000	69272	495728	4	11180		11180	6	625	565000	69272	495728	4	11180		11180	7	724	565000	69272	495728	4	11180		11180
所属	氏名	職名	住所	支給年月日	総支給金額	社会保険料等の控除額	社会保険料等の控除後の金額	控除額	算出税額	年末調整による通不足税額	差引																																																																						
本社	代表取締役社長		東京都世田谷区駒沢3-2-1	1	123	553000	69104	483896	4	10220		10220																																																																					
				2	225	553000	69104	483896	4	10220		10220																																																																					
				3	325	553000	69104	483896	4	10220		10220																																																																					
				4	424	565000	69272	495728	4	11180		11180																																																																					
				5	525	565000	69272	495728	4	11180		11180																																																																					
				6	625	565000	69272	495728	4	11180		11180																																																																					
				7	724	565000	69272	495728	4	11180		11180																																																																					

これで年末調整は終了です。